

# 地図の利用手続のあり方検討について

平成31年3月14日  
国土地理院  
地理空間情報部 情報企画課

## 発表内容

- |   | スライド番号 |
|---|--------|
| 1. 地図の利用手続のあり方検討について……                        | 3      |
| 2. 「測量行政懇談会 地図の利用手続のあり方<br>検討部会 報告書」の概要 …………… | 9      |
| 3. 今後の主な予定 ……………                              | 20     |

※注意 説明では、本資料の他に以下の資料を利用します。

- ・【別添参考1】H30 12 12「第22回測量行政懇談会」資料2-2「地図の利用手続のあり方検討部会報告書」概要
- ・【別添参考2】H30 12 12「第22回測量行政懇談会」「地図の利用手続のあり方検討部会報告書」より抜粋
- ・【別添参考3】国土地理院の地図の利用手続（測量成果の複製・使用申請フロー）

1. 地図の利用手続のあり方検討について
2. 「測量行政懇談会 地図の利用手続のあり方検討部会 報告書」の概要
3. 今後の主な予定

## 地図の利用手続とは？

### 「地図の利用手続」とは？

→測量法に基づく以下の手続のこと

- 測量成果の複製の承認申請(測量法第29条)
  - 基本測量成果をコピーやスキャンする等の行為が対象
- 測量成果の使用の承認申請(測量法第30条)
  - 基本測量成果を使用して新たな地図等を作成する測量行為が対象

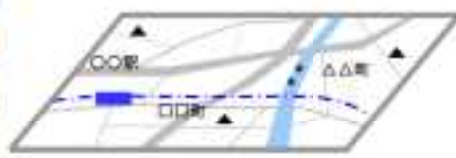
地理院の地図を利用して  
書籍を出版しよう！



#### 国土地理院の地図等(基本測量成果)



地理院タイル(ウェブ)



基盤地図情報



空中写真



数値地図

### ➤ ユーザーの声

- ✓ 地図の利用を促進するためには、申請の不要な部分をもっと拡大したほうがよい
- ✓ 申請が必要なのか不要なのか、わかりづらい。
- ✓ 早く使いたい。早く承認してほしい。
- ✓ 申請手続が面倒でわかりにくい。簡単にできないか。
- ✓ 複製と使用についてどちらの手続きをすればよいかわからない。
- ✓ 【民間】地理院タイルをデッドコピーして地図配信サービスビジネスをできないか
- ✓ 地方公共団体の公共測量成果を提供してほしい。

### ➤ 背景

- ✓ IT・インターネットの利用拡大
- ✓ スマートフォンなどデジタル地図の利用形態の多様化
- ✓ 官民データ活用推進基本法の成立など、政府におけるオープンデータの取組の進展
- ✓ 基本測量成果(デジタル地図)の提供種類拡大

5

## 「地図の利用手続のあり方検討部会」

- ✓ 平成29年3月測量行政懇談会※に「地図の利用手続のあり方検討部会」を設置し、国土地理院の地図の利用手続、特に測量成果の複製承認及び使用承認のあり方を中心に検討をいただいた。

※測量行政懇談会は、地理空間情報に関する社会情勢及び技術動向を的確に捉え、国土地理院の測量行政推進に資するために設置した、学識経験者を委員とする国土地理院長の私的諮問機関

- ✓ 平成29年度に3回、平成30年度に2回、計5回の部会を開催。測量行政懇談会からの提言をいただいた。



部会の様子 →

6



## 地図の利用手続のあり方検討部会委員

(平成30年12月現在)(敬称略・委員は五十音順)

(部会長)	井上 由里子	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授【懇談会委員】
(副部会長)	大場 亨	千葉県 市川市 経済部 次長
(委員)	飯田 哲	合同会社 ジオリパブリック シニアリサーチャー
"	小島 武也	(一社)地図調製技術協会 業務執行理事 (株)武揚堂 代表取締役
"	瀬戸 寿一	東京大学 空間情報科学研究センター 特任講師

※第5回部会(平成30年11月8日開催)オブザーバー  
 (一社)地図調製技術協会  
 (公社)日本測量協会  
 (公財)日本測量調査技術協会  
 (一財)日本地図センター

7

## 測量行政懇談会 地図の利用手続のあり方検討部会 報告書

国土地理院  
1. 地図の利用手続  
あり方検討

平成30年12月12日第22回測量行政懇談会の議事終了後、懇談会の提言とされた「地図の利用手続のあり方検討部会報告書」は、清水英範委員長より、川崎国土地理院長に手渡されました。



(中央)清水英範委員長  
 (右)井上由里子部会長  
 (左)川崎国土地理院長



測量成果が利用しやすくなるよう、手続の改善等について提言

※参考  
 報告書は、国土地理院HPIに掲載されています。  
 地理院ホーム > 国土地理院の紹介 > 第22回測量行政懇談会の開催概要  
 『測量行政懇談会報告書【PDF形式:663KB】』『地図のあり方検討部会 報告書』

8

1. 地図の利用手続のあり方検討について

2. 「測量行政懇談会 地図の利用手続のあり方検討部会 報告書」の概要

3. 今後の主な予定

測量行政懇談会 地図の利用手続のあり方検討部会 報告書 国土地理院 2. 報告書概要

「地図の利用手続のあり方検討部会」報告書概要

別添参考1について、次のページから順に詳しく説明します。



### 1. 測量法の承認手続きの意義

測量成果が適切でない方法で複製・使用されることにより正確さが損なわれることを防ぐため、利用する前に国土地理院等の承認を受ける手続き

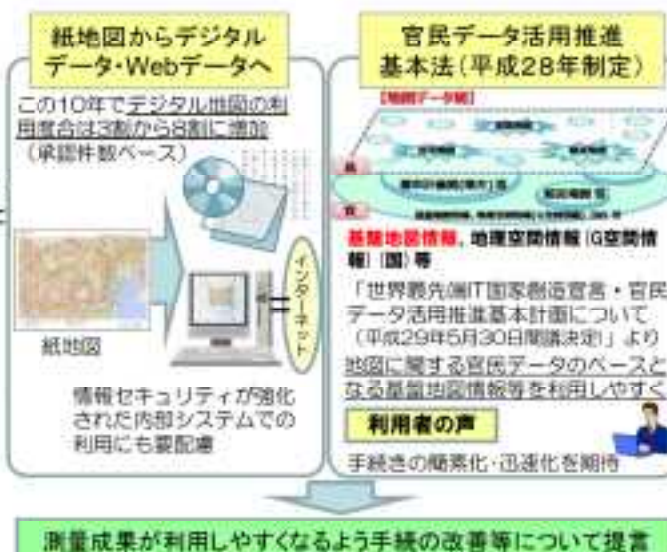
- 複製承認: 紙地図のコピー・スキャン、デジタルデータのデータコピー等が対象
- 使用承認: 測量成果を加工して(手を加えて)別の成果物を作成すること等が対象(例: 地形図を描き直して道路地図を作成)

### 2. 考慮すべき背景

- 基本測量成果の利用は、10年前は紙地図が中心  
→ 現在はデジタルデータ、Web地図データが中心
- 官民データ活用推進基本法等に鑑み、地図データの基本である測量成果を、できる限り使いやすい環境とすることが求められている。

### 3. 承認手続きの主な課題

- 承認を要する対象や承認条件について、**デジタルデータ・IoTの時代にふさわしい運用とすることが必要。**
- 承認手続の簡素化・迅速化が必要。**
- 手続が必要な事例等の分かりやすい説明が必要。



### 4. 課題等への提言(主な事項)

#### (1) デジタルデータ・IoTの時代にふさわしい運用

- Tシャツなど地図として利用しない場合のほか、書籍等への挿入については承認を不要とすべき。
- 承認を要する対象の条件として、紙地図・デジタルを問わず測量成果の「位置座標」を持つかどうか等で判断することが妥当。
- 地理院タイル<sup>※</sup>(測量成果)のそのままの複製を承認可とすべき。

※ 地理院タイル: 国土地理院のWeb地図「地理院地図」で使用している地図データ

#### (2) 承認手続の簡素化・迅速化

- 申請が不要なもの、複製承認と使用承認の違い等について、事例を多く挙げたり、Q&Aを示す等でわかりやすく示すことが必要。
- 電子申請を高度化し、申請者が判断に迷わないようにすることが必要。
- 承認を受けた旨明示する文を簡潔にすべき。また承認の判断が容易な場合は即日～翌開庁日の承認とすべき。





(3) その他関連する取組の拡充

- 承認したリストをWebで公開すべき。  
(当面、申請者から了解を受けたものを公開)
- 公共測量成果においても、基本測量成果と同様の適用がなされるよう測量計画機関に技術的助言を実施すべき。
- 公共測量成果の一層の流通の促進のため、G空間情報センター等と連携した取組を強化すべき。

(4) 中長期的な課題

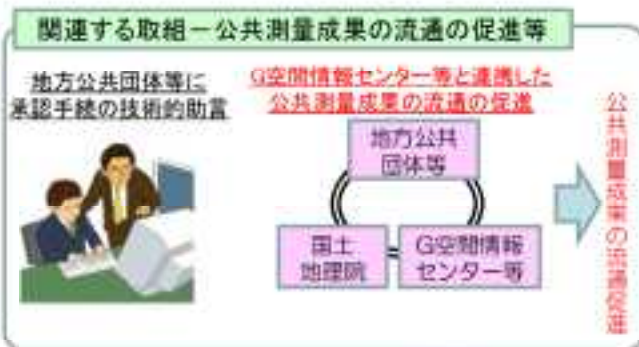
- 複製承認制度は引き続き継続、使用承認制度はより制限的でない方向に緩和することが適当。

5. 運用の改善による主な効果

- 申請者の手間の軽減。
- Web上でのデータの所在の分散化が図られ快適なアクセスを維持。
- 地理院タイル等を承認すること等により、ビジネスの創出に寄与。
- 公共測量成果の流通促進に寄与。

6. 国土地理院が上記提言を実施に移すにあたっての主な留意事項

- 承認の運用の変更について一定の周知期間を設け、適切な広報を実施すること。
- 承認したリストの公開可否を確認する趣旨について、混乱のないよう周知すること。
- 今後地理院タイルの複製を承認する場合においては、適時に最新のものに更新するよう促すこと。



今後の国土地理院の地図の利用手続フロー



従来から、測量法の目的である測量の正確性の確保への影響がほとんどないものは承認を要しないこととしていたところであるが、オープンな地理空間情報の活用を推進していく観点から承認を要するものの範囲について真に必要な範囲に限定するという議論を行った。

次のページから、順番に詳しく説明します。

申請必要？ 申請不要？



## このフローの適用にあたっての留意事項

- 複製承認を経て複製した成果を更に複製・使用する場合、この利用手続フローに従ってください。また、使用承認を経て作成した成果を更に複製・使用する場合、承認は不要です。
- 地理院サーバー上の地理院タイルをリアルタイムで読み込み表示するウェブサイトやソフトウェアを製作する場合（国土地理院のサーバー上にある地理院タイルを閲覧者がリアルタイムで読み込みした上で基本測量成果とは関係なく作成された独自情報を上載せ表示する場合は、承認は不要です。

いわゆる二次利用の扱い



地理院タイルをリアルタイムで読み込み表示するウェブサイト等の製作の扱い

## START

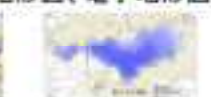
### Q1 下記のいずれかの地図(基本測量成果)を利用しますか？

例：(現在、提供しているもの)

- 基盤地図情報(基本項目等)
- 基盤地図情報に基づく以下のデータ
  - 電子国土基本図(地名情報)「住居表示住所」
  - 湖沼データ(データ形式：GML、Shape、CSV)
  - 火山基本図データ(データ形式：DM、Shape)
  - 数値地図(国土基本情報)ほか

- 基盤地図情報 数値標高モデル
- 基盤地図情報に基づく以下の測量成果
  - 地理院地図(標準地図・淡色地図・English(タイル)等)
  - 湖沼データ(データ形式：PDF、TIFF)
  - 火山基本図データ(データ形式：PDF、JPEG、GeoTIFF)
  - 2万5千分1地形図、電子地形図25000 ほか

NO → 申請不要



YES ↓

15

# 今後の国土地理院の地図の利用手続フロー

### Q2 あなたが作成する成果品は、地図としての利用が想定されるものですか？

事例：ハンカチ、Tシャツ等への利用は地図としての利用が想定されるものとはみなしません。 ※注1

NO → 申請不要

YES ↓

※注1 「成果品が地図としての利用を想定しているもの」について以下のものは該当しません。

- ・ハンカチ・Tシャツ・紙袋・メモ帳・セロテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷
- ・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの



### Q3 あなたが作成する成果品は、不特定多数の者に提供されるものですか？

事例：私的利用、社内、サークル、同好会、学校等での利用は、不特定多数へ提供されるものとはみなしません。 ※注2

NO → 申請不要

YES ↓

※注2 「成果品が不特定多数の者に提供されるもの」について以下のものは該当しません。

- ・私的利用、社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
- ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
- ・論文、試験問題
- ・一時的な資料として利用



16



## Q4 あなたが作成する成果物は、測量分野その他の国土の管理に関わる行政分野で利用される可能性がありますか？

以下のような事例は、この可能性があるとはみなしません。

- ・博物館等における展示物として利用、テレビ番組で利用
- ・書籍、パンフレットへの地図の挿入(地図帳、折込み地図を除く)
- ・位置座標のない成果物のみ作成(一部の場合作除く) ※注3

NO → 申請不要

YES

※注3 「成果物が測量分野その他の国土の管理に関わる行政分野で利用される可能性があるもの」について、以下のものは該当しません。

- ・博物館等における展示物として利用、テレビ番組で利用
  - ・書籍、パンフレットへの地図の挿入(地図帳、折込み地図を除く)
  - ・位置座標のない成果物のみ作成(一部の場合作除く)
- ここで、「位置座標」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経度・緯度を表す線(又は図郭部に示される印)をいいます。

また「一部の場合作」(承認が必要になる場合)の事例は以下のとおりです。

- －国土の管理に関わる地図情報を作成する場合(管内図、ハザードマップ等)
- －国土地理院の地図に元々記載されているもの(地形(等高線、海岸線、河川)、道路、地名、行政界ほか)を、実質的に異なる表記に変更しているもの(削除のみの場合は、これに含まれない)
- －販売している刊行物(紙地図を含む)と比較して、一見して違いが明確に判別できないもの。

17

## フロー Q4 承認が必要となる例、不要となる例

未定稿

承認不要

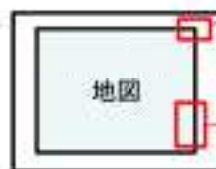
承認必要

- ・博物館等における展示物として利用
- ・テレビ番組で利用
- ・書籍、パンフレットへの地図の挿入(地図帳、折込み地図を除く)



- ・位置座標のない成果物のみ作成(一部の場合作除く)

ここで、「位置座標」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経度・緯度を表す線(又は図郭部に示される印)をいいます。



- ・地図帳、折込み地図



- ・位置座標のある成果物の作成



デジタル地図



※「一部の場合作」の事例は以下のとおりです。これらについては成果物に位置座標がなくても、承認が必要になります。

- ① 国土の管理に関わる地図情報を作成する場合(管内図、ハザードマップ等)



ハザードマップ

- ② 国土地理院の地図に元々記載されているもの(地形(等高線、海岸線、河川)、道路、地名、行政界ほか)を、実質的に異なる表記に変更しているもの(削除のみの場合は、これに含まれない)



DEMによる等高線抽出、図化(地理院の地図に元々記載されている表記(ある地点の「高さ」を、実質的に異なる表記で表水深溝に変更している)



注記の修正



2.5万分1地形図をそのまま複製

18

Q5 利用の形態は、以下の複製または使用のいずれですか？

**複製(測量法第29条)**

- 測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの
- 測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
- 測量成果の情報を読み取って作り変えることはしていない



YES

複製承認申請  
(測量法第29条)

**使用(測量法第30条)**

- 基の測量成果の情報を読み取って、基の測量成果に手を加えて別種の地図を作成しているもの
- 測量によって得たデータ等を付加し、独自性のある主題図(地質図等)を作成
- 数値地図(国土基本情報)等(ベクトルデータ)を使用して紙地図(ラスター画像)を作成



YES

使用承認申請  
(測量法第30条)

※注4

※いずれの承認が不明の場合はお問い合わせください。

**※注4 承認の基準等について**

この手続は、適切な測量成果を利用するかどうかの確認を行い、測量の正確さや、成果品の情報の信頼性を一定確保するための仕組みです。次の3点の場合以外は、承認されます。

- ①申請手続が法令に違反している
- ②当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でない
- ③刊行している最新の基本測量成果(過去3年以内に刊行されたものを含む)に対し、何ら手を加えずに全く同じものを複製しようとする場合(デッドコピー)など、国土交通大臣が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの(国土地理院Webから入手できる地図データは除く)等

19

## 発表内容

### 1. 地図の利用手続のあり方検討について

### 2. 「測量行政懇談会 地図の利用手続のあり方検討部会 報告書」の概要

### 3. 今後の主な予定

20



## 懇談会での検討を踏まえた、新たな運用への移行

### I. 規則の改正

- ・承認取扱要領等の改正

### II. ホームページ・電子申請

1. 国土地理院HPに、利用ナビ（申請要否の判定）を新設
2. 電子申請（ワンストップシステム）をリニューアル
3. 承認を行ったリストの公開の検討

### III. 広報関係

- 一般・業界への広報、地方公共団体への周知 等